

2014年9月11日

報道関係者各位

一般社団法人相続マスター協会

## 保険業、金融業、住宅業など、 相続に関する企業向けの教育研修をスタート ～ 従業員に相続の専門資格『相続マスターAdvance』を付与 ～

相続の専門家を育成する、一般社団法人相続マスター協会（本社：千代田区丸の内、代表理事 清田幸弘、<http://inheritance-meister.jp/> 以下 相続マスター協会）は、不動産、保険、金融などの企業と協業し、従業員への相続に関する教育研修を実施。相続の専門資格取得を支援する取り組みを9月よりスタートします。

協業する企業は主に顧客の資産管理に関連する事業展開をする企業で、不動産業、保険業、金融業に関連する企業を見込んでおり、従業員の相続に関する専門知識、ノウハウの向上につながる教育研修を実施し、試験をクリアした人に認定資格『相続マスターAdvance』を付与。プロの相続、資産管理アドバイザーの育成を目指します。

対象企業は、もともとの金融や保険、住宅販売に関する知識に加えて、従業員が相続に関する知識を得ることで、顧客への提案力の拡大や顧客ニーズへの迅速な対応が可能となります。

これに先行するかたちで、本年5月、ミサワホーム株式会社（本社 東京都新宿区／代表取締役 竹中宣雄）との協業により、同社の営業担当者や販売代理店に向けた相続税関連の教育研修セミナーを実施。ミサワホームは同社顧客への相続相談への対応、適切な税金対策への提案力強化を目指し、現在300名の『相続マスターAdvance』取得者を今年度中に1,000人に増やす計画です。

2013年3月29日に成立した税制改正関連法案により、2015年1月以降、首都圏に戸建住宅を所有し、その他に預金が2～3千万円あれば、かなりの確立で相続税が加算されると予想され、相続税の課税対象はこれまでの2～3倍になると見込まれます。これを背景に、相続マスター協会では、企業との協業による「相続のプロ」の育成を実現してまいります。

### ■ 『相続マスター』とは

相続にかかわる一連の手続き、法務、税務を習得した一、流の実務家として認定された民間資格制度です。



## <ご参考>

### ■組織概要

社名：一般社団法人相続マスター協会  
代表理事：清田幸弘  
所在地：東京都千代田区丸の内 2-5-2 三菱ビル 9階  
設立：2013年9月30日  
目的：当法人は、相続に不安を感じている方、悩みを持っている方に対し、その人に合わせた適切な取り組みを指導する「相続の専門家」を育成することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 相続に関する専門知識を持つ認定講師・相談員育成
- (2) 認定講師・相談員による自主開催セミナー及び営業活動のサポート
- (3) 認定講師・相談員の相続に関する知識を補完するための研修会の開催
- (4) 認定講師・相談員が活動内容を報告するシンポジウムの開催
- (5) 協会の活動内容を周知させるための書籍の出版
- (6) 相続に関する手続きに関わる教材（DVDなど含む）・マニュアルの販売
- (7) 前各号に掲げる他、当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

関連会社：ランドマーク税理士法人／ランドマーク行政書士法人／株式会社ランドマークエデュケーション／株式会社ランドマークコンサルティング

連絡先：TEL：03-6269-9945 FAX：03-6269-9997  
一般社団法人相続マスター協会 <http://inheritance-meister.jp/>  
丸の内相続大学校 相続マスター講座 <http://inheritance-college.jp/>



代表理事 清田幸弘

### ■ランドマーク税理士法人について

相続税をはじめとする資産税を専門に扱う税理士法人。1税理士あたりの年間の相続税申告は平均約0.7件と言われる中、昨年は200件超の相続税申告案件を取扱う。前身である清田幸弘税理士事務所設立以来16年間での相続税の申告件数は1,300件を超え、相続相談件数は7000件以上と全国トップクラスの相続税申告実績を誇る。

社名：ランドマーク税理士法人（<http://www.zeirisi.co.jp/>）  
代表者：清田 幸弘  
所在地：神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー37階  
設立：2008年1月4日  
資本金：2103万円  
事業内容：1. 相続・事業承継対策支援 2. 相続手続き支援、相続税申告  
3. 資産税コンサルティング 4. 税務調査対策支援  
5. 決算、確定申告（個人・法人） 6. セミナー開催

#### 【一般企業の方々からのお問い合わせ】

一般社団法人相続マスター協会  
電話 03-6269-9945 メール [info@inheritance-meister.jp](mailto:info@inheritance-meister.jp)

#### 【報道関係者の方々からのお問い合わせ】

株式会社広報戦略室 近江（おうみ）  
※一般社団法人相続マスター協会の広報を担当しております  
電話 03-6801-8402 メール [press@kou-hou.com](mailto:press@kou-hou.com)